

議案第 15 号

平成 25 年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計予算

平成 25 年度三重県伊賀市の島ヶ原財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,877 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000 千円と定める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄